

禁煙促進事業について

愛知県歯科医師国民健康保険組合

禁煙治療外来を受診し最終まで治療を終了した方の、治療に要した費用の一部を補助します。
実施要領は下記のとおりになりますので、内容ご確認のうえご申請ください。

内 容	医療機関禁煙外来診療費一部負担金の2分の1を支給する。(上限10,000円)
対 象	①正組合員本人、準組合員本人、家族加入で区分が歯科医師 ②ニコチン依存症と診断され禁煙治療が保険適用となった ③初診時点から最終まで継続して加入している ④過去に歯科医師国保から禁煙外来治療補助を受けたことが無い方 ※①②③④すべての条件を満たす方
申請方法	①申請書 ②領収書コピー ③禁煙外来終了証明書コピー(医療機関発行のもの) 終了証明書(写)等がない場合は証明欄に「医師の証明」をお願いします。(証明にかかった文書料等は補助の対象外となります。) ※①②③すべてをご提出ください。

【禁煙外来保険適用条件】

1. ただちに禁煙しようと考えている方
2. ニコチン依存症のスクリーニングテストが5点以上
3. (35歳以上のみ) ブリンクマン指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上
4. 禁煙治療を受けることを文書で同意している
(過去に禁煙外来の保険診療を受けてから1年経過していないと自由診療となります)

《ニコチン依存度スクリーニングテスト》

「はい」が1点「いいえ」0点

- 問1 自分が吸うつもりよりも、ずっと多くたばこを吸ってしまいましたか？
- 問2 禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありますか？
- 問3 禁煙や本数を減らそうとしたときに、たばこがほしくてたまらないことがありますか？
- 問4 禁煙したり本数を減らそうとしたときに、次のどれかがありましたか？
(イライラ、神経質、落ち着かない、集中しにくい、ゆううつ、頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手の震え、食欲または体重増加)
- 問5 問4でうかがった症状を消すために、またたばこを吸い始めることがありましたか？
- 問6 重い病気にかかったときに、たばこはよくないとわかっているのに、吸うことがありましたか？
- 問7 たばこのために、自分に健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか？
- 問8 たばこのために、自分に精神問題※が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか？
※禁煙や本数を減らした時に出現する離脱症状(いわゆる禁断症状)ではなく、喫煙することによって神経質になったり、不安や抗うつなどの症状が出現している場合
- 問9 自分は、たばこに依存していると感じることがありましたか？
- 問10 たばこが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか？